解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年九月二十九日付神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島四三〇〇番地一　開成町南部地区土地区画整理組合

代表清算人　草柳　英一

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

広島市中区十日市町一丁目六番二七号

中国印刷工業厚生年金基金

代表清算人　喜瀬　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

札幌市中央区北二条西二〇丁目

学校法人栗谷川学園

代表清算人　栗谷川　悠

解散公告（第二回）

当基金は平成二十七年九月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一四番八号

全国楽器厚生年金基金

代表清算人　栗原　豊

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一六番五号

全国珍味厚生年金基金

代表清算人　小中　庸禎

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号

全国マーガリン製造厚生年金基金

代表清算人　大塚　直

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年九月八日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一二番一号日之出福岡ビル　株式会社ラプロス内

藤崎住宅マンション建替組合

代表清算人　氷室　一寛

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年八月二十日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十五日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地

清算法人大伊土地改良区

代表清算人　堀場　敦

配当公告

東京都町田市金森東一丁目八番一八号愛川パレスD―二〇二、破産開始決定時の住所静岡県浜松市中区八幡町三四〇番地

破産者　内山加代子

右の者に対する静岡地方裁判所浜松支部平成二十五年（フ）第二五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、〇三一、八一一、〇五二円

一、配当することのできる金額

金一七、五六九、三四三円

平成二十七年十月十五日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号

浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

破産管財人　弁護士　渥美　利之

配当公告

岡山県倉敷市真備町箭田二三二三番地

破産者　ジャパン・パック株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十五年（フ）第二一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四一〇、一一六、九七二円

一、配当することのできる金額

金二〇、三七九、九二一円

平成二十七年十月十五日

岡山市中区浜一丁目七―三〇―二五　いちもと法律事務所

破産管財人　弁護士　市本　昭彦

配当公告

徳島県三好市池田町馬路西之坊一五番地

破産者　有限会社タカラ食品

右の者に対する徳島地方裁判所美馬支部平成二十七年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八七、八二四、〇六〇円

（内優先的破産債権額　金二、九八二、〇二四円）

一、配当をすることのできる金額

金一三、八五〇、三三四円

（内優先的破産債権額　金二、九八二、〇二四円）

平成二十七年十月十五日

徳島県美馬市脇町大字脇町三三七―八　田辺ビル二階　美馬法律事務所

破産管財人　弁護士　梶野　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北四四条東五丁目八二一番地三三、最後の住所札幌市東区北二七条東二〇丁目五番二五号啓生会病院

被相続人　亡　堀田　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地　レジディア大通公園三階坂本・松田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂本　泰朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市栄三丁目五番、最後の住所北海道稚内市栄三丁目五番四号

被相続人　亡　紙丸　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第39回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第39回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十七年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十七年十月十五日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人